

法第12条第1項に基づく形質変更時要届出区域内における土地の形質の変更届出書

書類は2部（正本・副本）提出してください。
図面は、方位がわかるように記入してください。

		注意点	チェック欄
1	周辺地図	事業所の周辺状況が分かるもの。	
	届出の概要	下記を参考に概要を記載する。	
2	2-1 対象地の地番	複数の筆がある場合は、記載漏れがないよう留意すること。 住居表示が存在する場合には、住居表示も併記する。	
	2-2 実施期間	全体の実施期間と段階ごとの実施期間を示す。 工程表を別途添付する。	
	2-3 面積	対象となっている範囲の面積を示す。	
	2-4 目的	土地の形質の変更の目的の記載する。	
	2-5 土地の形質の変更施行者	—	
3	土地の形質の変更をしようとする場所を明らかにした形質変更時要届出区域の図面（規則第48条第2項第1号）	形質変更時要届出区域の図面に土地の形質の変更をしようとする範囲を示す。	
4	土地の形質の変更をしようとする形質変更時要届出区域の状況を明らかにした図面（規則第48条第2項第2号）	平面図や一覧表などで形質変更時要届出区域の汚染状況を示す。	
5	土地の形質の変更の施行方法を明らかにした平面図、立面図及び断面図（規則第48条第2項第3号）	土地の形質の変更の施行方法を具体的に示す。 施行規則第53条、環境省告示第5号、第54号、Appendix-12、13等の施行方法の基準を満たしていることが分かるように、適宜フローチャートや文章等で補足する。 また、施行中の地下水モニタリングを実施する場合はその旨を記載し、観測井戸の地点を示した図面を添付する。 汚染土壌を仮置きする場合は、仮置場所と仮置きの方法を記載する。	
6	【汚染の除去等の措置を講ずる場合】 汚染の除去等の措置の施行方法を明らかにした平面図、立面図及び断面図	汚染の除去等の措置の施行方法を具体的に示す。 措置確認の地下水調査を実施する場合は調査地点を示した図面を添付する。	
7	周辺環境保全対策	各種環境モニタリングを実施する場合は、調査対象物質、調査地点及び調査頻度について記載する。	
8	土地の形質の変更の終了後における当該土地の利用の方法を明らかにした図面（規則第48条第2項第4号）	形質変更後の汚染の状況を示す。 なお、汚染状況に変更がない場合はその旨を記載する。 汚染土壌を残置する場合は、人の健康に係る被害が生ずるおそれがないこと（舗装、立入禁止等）を記載する。 土地の形質の変更が終了した後の土地の利用用途を記載する。	
9	【最大形質変更深さより1mを超える深さの位置について 試料採取等の対象としなかった場合】 土地の形質を行う深さまでの調査をした結果のまとめ （規則第48条第2項第5号）	最大形質変更深さより1mを超える深さの位置について試料採取等の対象としなかった場合であって、当該深さの位置の土壌について土地の形質の変更をしようとするときは、当該土壌の汚染状態を明らかにした図面を添付する。	
10	【追加でボーリング等の土壌調査を行った場合】 調査結果一覧表及び濃度計量証明書 （規則第48条第3項）	試料採取地点を示した図面を添付する。 調査結果を表にまとめ、基準に適合しない範囲を示す。 区画及び項目ごとに試料採取日及び分析日が分かるようにする。 また、項目ごとの定量下限値も明記する。	